

吉野川市監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、令和2年度財政的援助団体等監査の結果を次のとおり公表する。

令和3年3月26日

吉野川市監査委員 川真田 大 作

吉野川市監査委員 相 原 一 永

令和2年度 財政的援助団体等監査の結果に関する報告及び意見

第1 監査の対象

1 八坂児童館の指定管理業務

社会福祉法人かもめ福祉会を指定管理者とする令和元年度八坂児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

2 美郷ほたる館の指定管理業務

特定非営利活動法人美郷宝さがし探検隊を指定管理者とする令和元年度美郷ほたる館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

3 鴨島公民館の指定管理業務

株式会社松島組を指定管理者とする令和元年度鴨島公民館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

4 文化研修センターの指定管理業務

特定非営利活動法人吉野川市文化協会を指定管理者とする令和元年度文化研修センターの指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

5 鴨島南児童館の指定管理業務

社会福祉法人かもめ福祉会を指定管理者とする令和元年度鴨島南児童館の指定管理業務に関する出納その他の事務の執行

第2 監査の期間

令和3年2月1日から令和3年2月25日まで

第3 監査の方法

出納その他の事務の執行については、収入事務、支出事務が関係法令等に照らし合

わせて適正になされているかどうかに着目し、事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されているかどうかに着目して監査を実施した。

監査にあたっては、提出書類及び関係書類等を突合したほか、必要に応じて関係者に説明を求めるとともに、定期監査の結果をも考慮した。

第4 監査の結果

1 全体事項

この度の監査において、これら指定管理者の大部分は、対象施設の利用増加に向け、主体的に様々な事業に取り組んでおり事業等の実施については、経済性、効率性及び有効性に十分配慮されて実施されていると見受けられた。

出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていたが、一部の事務事業において改善又は検討を要する事項が見受けられた。このため、当該事項については、口頭により関係職員に改善又は検討を求めた。

2 個別指摘事項

個別の指摘事項は、次のとおりである。

なお、当該指摘事項について措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に報告すること。

(1) 八坂児童館・鴨島南児童館

ア 吉野川市児童館条例施行規則では「児童館を利用しようとする者は、あらかじめ児童館利用登録申請書を提出しなければならない」旨定めているが、一部の利用者が登録手続をしていなかった。

イ 指定管理者には行政財産の目的外使用に係る許可権限がないにも拘わらず、老人会に対して鴨島南児童館の使用を認めていた。

ウ 所得税法では「給与等の支払者には所得税を源泉徴収する義務がある」旨定めているが、吉野川市児童館運営委員会委員報酬の支出にあたって所得税を源泉徴収していなかった。

エ 社会福祉法では「社会福祉法人が行う全ての事業に社会福祉法人会計基準を適用しなければならない」旨定めているが、児童安全共済制度の加入保険料を保険料支出に計上していなかった。

オ 八坂児童館に対する前回（平成29年度）の監査で屋外設備の点検記録を作成するよう求めていたが、点検記録を作成していなかった。

(2) 鴨島公民館

吉野川市鴨島公民館指定管理者業務仕様書では「市から支払われる指定管理料及び利用者から徴収した利用料、自主事業等をもって収入とし、効率的な管理運営を行う」旨定めているが、年度末に当館の指定管理者である株式会社松島組からの借入金が6,377,471円あった。

(3) 生涯学習課

吉野川市文化研修センター条例では「指定管理者は、必要があると認めるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる」旨定めているが、実際には生涯学習課が利用料金の減免事務を行っていた。

第5 結果に基づく意見

1 八坂児童館・鴨島南児童館

指定管理者は児童館の管理に関する基本協定書の規定に基づき児童安全共済制度に加入しているが、共済保険の対象や該当事象等について、十分に理解しておらず、行うべき手続きを一部怠っていた。保険金が支払われる具体的な条件や請求の手続等を再確認されたい。

2 子育て支援課

指定管理者は安全な使用が確保できないとの判断から八坂児童館の屋外遊具を使用禁止としているが、簡易に囲っているだけでは児童館の利用者が使用してケガをすることも想定される。必要であれば新しい物を整備するなど八坂児童館の屋外遊具のあり方について、速やかに検討されたい。

3 生涯学習課

美郷ほたる館と文化研修センターに雨漏りが生じている。施設の雨漏りはカビを発生させるだけでなく建物の腐食や電気設備の故障等の原因にもなるため、施設全体の長寿命化の観点からも早急に措置を講じられたい。

吉野川市美郷ほたる館条例では「ほたるの保護・調査研究、ほたる館の公開・維持管理、ほたるに関する体験学習・講演会・研究会の開催、他の博物館や公民館等との協力・連絡・情報交換・資料の相互貸借を行う」旨定めているが、美郷ほたる館に研究員を置かず、また、展示物の故障も見受けられた。先進事例を研究して、施設の設置目的を実現する体制等を整備されたい。

文化研修センターでは14年間の蓄積ではあるが、年度末に定期預金が6,897,000円あった。同センターの管理運営に関する基本協定書では指定管理料を年度協

定書で定めるとしているが、本市の厳しい財政状況を鑑み、管理経費の収支状況を丁寧に検証して指定管理料を算出されたい。

吉野川市文化研修センター条例では利用料金を3時間から5時間の区分で設定しており、また、ロビーについては利用料金を定めていない。利用者にとって使い勝手のよい料金設定となっているか、施設として適正な料金収入を得ているのか等の視点を持って、利用者のニーズやロビーの利用実績等を分析し、料金改正を検討されたい。